

3. 生きる支援関連施策(一覧)

(重点施策1:高齢者への対策、重点施策2:生活困窮者への対策、重点施策3:勤務・経営問題への施策)

NO	担当課	事業名	目的	内容	自殺対策の視点を加えた事業	重点施策
1	広報広聴課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	市民にとって身近な情報媒体を通じて、市政情報を正確に発信するとともに、市の施策に対する理解と関心を高めることを目的とする。	・行政に関する情報・生活情報に掲載と充実 ・自治体のホームページ/フェイスブック/ツイッターによる情報発信 ・新聞各社/テレビ/ラジオなどでの情報伝達 ・広報紙等の編集・発行	相談窓口や講座等の情報を得る上で、最も身近な情報媒体であり、自殺対策等の啓発の手段にもなりうる。	
2	広報広聴課	定例記者会見	新聞・テレビ等による情報発信により、行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的とする。	市長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。	市民に対し、市が取り組んでいる施策について、周知と理解の促進を図ることができる。	
3	広報広聴課	市民便利帳の発行	市民や転入者に対して、市民生活に役立つ情報を分かりやすく提供するため。	市民や転入者が、行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度等の情報の他、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる。	様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載し、市民に周知を図ることができる。	
4	人事課	職員の健康管理事務	職員の心身の健康づくりを支援し、働きやすい職場づくりを推進する。	全職員を対象とした健康診断、ストレスチェック及び産業医による健康診断の実施。	ストレスチェックを実施し、自身のストレス状況を把握することで、メンタル不調の予防に活かすことができる。	重点施策3
5	税務課	申告、税務相談	市民の方が適切に申告、納税を行うことができるよう手助けをする。	2月初旬～3月中旬にかけて、申告書の作成相談を行い、適切な申告が行えるよう手助けをしている。また、上記期間以外の窓口業務でも、税や申告に関する問い合わせを受け付けている。	様々な手当等の受給に当たり、事前に申告をしていることが条件であるため、申告、税務相談が円滑な受給に寄与している。	重点施策2
6	収納課	徴収の緩和制度としての納税相談	納税に関する相談を受け付け、滞納額の解消に結び付ける。	納税に関する相談の受付。	納税を納期限内に行えない場合や滞納が続く場合、生活面等で困難な問題を抱えていることが多いため、臨時徴収員の臨宅や職員との面談のうえ、必要に応じ福祉部局への情報提供を行う体制を整えることで、様々な支援に結び付けることが可能となる。	重点施策2 重点施策3
7	収納課	臨時徴収員制度	納税に出向くことが困難な理由を抱える納税者に対し、臨時徴収員の訪問による納税を受け付ける。	訪問による税の収納事務を行う。		重点施策2
8	地域づくり支援課	消費生活対策事務	架空請求、多重債務など消費生活上のトラブルを抱えた消費者の問題解決を図る。	消費者相談、情報提供 消費者教育、啓発 消費者団体活動支援	相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握、対応していくことで、問題の解決に向けた包括的な支援ができる。	重点施策1 重点施策2
9	地域づくり支援課	無料法律相談委託	様々なトラブルを抱えた住民に対し、無料で弁護士への相談機会を提供する。	毎月第2木曜日(午後)と第4火曜日(午前)に実施 相談時間は1件20分	相談をきっかけに、問題の解決に向けた方向性を見出す機会とすることができる。他の相談機関に繋ぐことができる。	重点施策1 重点施策2 重点施策3
10	男女共同参画推進センター	男女共同参画推進事業	行田市男女共同参画推進条例の基本理念に則り、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図る。	フォーラム・講座の開催や、情報紙等による広報を行うと共に意識啓発と併せて、「VIVAぎょうだ」を拠点施設として市民、事業者、教育機関、地域活動団体など多様な主体が連携して取り組み、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点を取り入れて解決を図る実践的な活動を行う。	DV被害者は、自殺リスクの高い人が少なくない。セミナーや講座等で自殺対策について言及することで自殺防止に対して理解や認識を深めることができる。また、DV被害の相談業務の実施により自殺リスクを抱えた人への支援の拡充が図れる。	重点施策3
11	商工観光課	失業者生活つなぎ資金貸付	経済状況の変動により失業した方がいる世帯に対し、生活資金の貸付を行い、その生活の安定を図る。	経済状況の変動により失業した方がいる世帯に対し、生活資金の貸付を行う。(貸付限度額:50万円以内、利率:無利子、担保:なし、償還方法:6ヶ月据置70ヶ月以内の均等償還)	申請の際、状況を把握することにより、支援先につなげる等の対応ができる。	重点施策2 重点施策3

12	商工観光課	中小企業向け融資制度(小口事業資金、商工業振興資金、中小企業経営近代化振興資金)	市内の中小企業者に必要な事業資金の融資を行い、各種事業資金調達の円滑化を図るとともに、商工業の活性化と安定化に寄与する。	・金融機関と提携し低利での貸出を行う。 ・制度の取扱を行っている市内金融機関へ貸付中の資金及び完済者(期限内完済者かつ市税完納者)へ支払利子の一部について利子補給を行う。(中小企業経営近代化振興資金は、完済者(期限内完済者かつ市税完納者)への支払利子の一部について利子補給はなし。)	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握することにより、支援先につなげる等の対応ができる。	重点施策2 重点施策3
13	福祉課	障害者自立支援事業ほか 障害福祉各種給付、支援事業	障害者総合支援法等により、障害者児が能力、適性に応じ自立した日常生活、社会生活を営めるよう、必要なサービスの給付を行う。	総合支援法等に基づき、各種サービスを給付する。	直接的な自殺対策事業ではないが、サービス給付により生活の自立と安定、又は介護者のレスパイト、相談先の確保を図ることが可能となる。	
14	福祉課	生活保護法に基づく各種事務	生活保護法に基づき、生活困窮者の最低生活の保障及び自立を助長する。	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する各種扶助事務を実施する。	生活保護の適用が困窮による自殺防止に寄与すると思われる。また、被保護世帯の生活実態把握の一環として訪問調査活動があるが、孤立防止や世帯の抱える問題の発見につながり、見守りとしての機能を期待できる。	重点施策2
15	福祉課・社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、自立の促進を図る。	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、その相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立支援計画の作成等様々な支援を一体的に行い、生活困窮者の自立の促進を図る。	自立支援を計画的に行うことで、生活状況の安定につながり、自殺防止につながる。	重点施策2
16	福祉課・社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金)	離職等により経済的に困窮し、居住する住宅を喪失しそうな者に対し給付金を支給し、自立の促進を図る。	離職等により困窮し、居住する住宅の所有権を喪失する恐れがある人や賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった人に対し、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。	経済的安定につながり、自殺防止につながる。	重点施策2 重点施策3
17	福祉課・社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	貧困連鎖防止のため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とし、学習支援、進路相談等を行う。	学校、家庭以外の居場所の提供につながり、子どもの孤立防止につながる。	重点施策2
18	福祉課	民生・児童委員事務	地域における身近な相談者として活動する。支援を必要とする住民と行政をつなぐパイプ役としての役割をはたす。	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる役割として、地域の最初の窓口として機能し得る。	重点施策1 重点施策2
19	福祉課	地域福祉推進事業	誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために、地域住民や行政、社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む。	みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、地区の特性を踏まえた住民の意見を反映し、誰もが地域で安心して生活していけるよう、地域福祉推進計画を策定する。 計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地域福祉の推進体制の構築を図る。	地域福祉を推進するためのささえあいの体制を構築することで、地域での声掛けやイベント活動等を通じて、生活に不安を抱えている、又は支援が必要であると思われる方の孤立を防ぐ。	重点施策1
20	福祉課	福祉総合相談窓口事業	福祉関係の複合的な相談に対応するための窓口を設置し、支援体制の充実を図る。	総合的な保健・福祉相談を行う。	相談対応の中で、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	重点施策1 重点施策2

21	福祉課・社会福祉協議会	地域安心ふれあい事業	共助の精神のもと、「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」を目指し、地域住民同士での支えあい、助け合いの仕組みづくりを目的としている。	住民同士が協力して助け合い、支援が必要な方を地域で支えるため「支えあいマップ」を活用した「ふれあい見守り活動」と、公的サービスでは対応しきれない「谷間」を埋める「いきいき・元気サポート制度」を実施している。	地域のつながりを維持、強化することで、地域の中でSOSが出しやすい環境づくりをしていく。	重点施策1
22	福祉課・社会福祉協議会	社会自立支援事業	障害者や高齢者を対象として、心身機能の維持向上と健康増進、生きがいづくりを目的としている。	行田市総合福祉会館にて高齢者、障害者・児を対象として、機能回復訓練事業、各種教室事業を実施し、健康づくり、生きがいづくりの場を提供している。	事業を通じて、生活の質を上げることで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	重点施策1
23	子ども未来課	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、子どもたちが楽しく遊べる場を提供するほか、子育てに関する情報交換や子育て相談等を随時行い、子育ての不安感を緩和するとともに子どもの健やかな育ちを促進する。	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	
24	子ども未来課	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	公立保育園・私立保育園などにより保育・育児相談を行う。	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施	保育業務を通して、家庭の抱える問題を察知できれば、支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ接点となり得る。	
25	子ども未来課	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当を支給することで、ひとり親家庭等の経済的自立及び生活の安定に寄与する。	児童扶養手当の支給	児童扶養手当に関する手続きの中で、家庭の抱える問題を察知できれば、支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ接点となり得る。	
26	子ども未来課	ひとり親家庭等児童養育手当支給事業	義務教育期間中の児童を養育している非課税世帯のひとり親家庭の親に対して養育手当を支給することで、生活の安定・向上及び児童の福祉増進を図ることを目的とする。	ひとり親家庭等児童養育手当の支給	ひとり親家庭等児童養育手当に関する手続きの中で、家庭の抱える問題を察知できれば、支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ接点となり得る。	
27	子ども未来課	家庭児童相談室事業	児童に関する様々な問題に対し、専門の相談員が保護者に適切な助言を行うとともに、必要に応じて児童相談所などの専門機関と連携を図り、問題解決にあたる。	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	家庭における児童に関する相談を通して、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。	
28	高齢者福祉課	地域包括ケアシステム事業	地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をし、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるようにする。	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進を図る。	種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	重点施策1

29	高齢者福祉課	ひとり暮らし等施策 (地域支援ネットワーク会議の開催)	会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築をする。	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する地域支援ネットワーク会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策との連動及び高齢者高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与し得る。	重点施策1
30	高齢者福祉課	ひとり暮らし等施策	安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	在宅高齢者緊急通報システム利用者、乳酸飲料配達利用者、配食サービス利用者に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。	重点施策1
31	高齢者福祉課	いきいき元気サポーター	地域の登録ボランティアによる話相手や高齢者等の買い物困難者に対する支援を行い、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	地域の登録ボランティア(有償)による話相手や高齢者等の買い物困難者に対する支援を行う。	支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。	重点施策1
32	高齢者福祉課	生きがい施策 (高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行い、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成。	健康づくりや仲間づくりを行うことで自殺リスクを下げることもできる。	重点施策1
33	高齢者福祉課	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。	支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	重点施策1
34	高齢者福祉課	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、市窓口や地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	高齢者に対し必要な支援を把握するため、市窓口や地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。	重点施策1
35	高齢者福祉課	オレンジカフェ (認知症カフェ)	レクリエーションや情報交換(講話)、当事者同士の交流、専門職への相談などができる。	レクリエーションや情報交換(講話)、当事者同士の交流、専門職への相談などができ、介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュにつながる。	介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い(※支援者への支援)を推進し得る。※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	重点施策1
36	高齢者福祉課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行うことで高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。	老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につながる接点ともなりうる。	重点施策1

37	高齢者福祉課	地域包括支援センターの運営	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。	高齢者相談業務・ケア会議の開催。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	重点施策1
38	高齢者福祉課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症の家族にかかる負担は大きい。認知症サポーターの養成により地域全体で認知症の方を支えることにより、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性を減らすことができる。	重点施策1
39	高齢者福祉課	介護者教室	介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを目的とする。	介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。	支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援（新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ）の強化を図ることができる。	重点施策1
40	高齢者福祉課	第1号訪問・通所・生活支援事業	心身機能の維持向上のための居場所づくり活動	心身機能の維持向上のための居場所づくり活動。	介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	重点施策1
41	高齢者福祉課	行田市在宅重度要介護高齢者等介護者手当支給事業	重度要介護高齢者等を在宅で介護している方の身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図るため。	要介護4又は5の判定を受け、施設への入所等をしていない市内に居住する高齢者1人につき、月額5,000円を主として介護している方に支給している。	本人・介護者の各種の負担の軽減のみならず、困った時には相談できると自覚する機会とすることができる。	
42	高齢者福祉課	介護給付に関する事務	福祉の増進と生活の安定の安定向上に資することを目的とする。	介護給付に関する総合相談。	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	
43	高齢者福祉課	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行うことで、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談。	介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。	重点施策1
44	保険年金課	重複多受診者指導	適正受診による健康寿命の延伸及び医療費の抑制を図る。	重複多受診者に対し、健康相談を行うとともに適正受診の指導を行う。	重複多受診者の中には地域での孤立、心身の健康問題、生活面の不安等を抱え、自殺リスクの高い方もいると思われる。指導時の聞き取りにより、他機関につなぐなどの対応ができる。	
45	保険年金課	特定健康診査	疾病の早期発見と生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防	医療機関委託による身体計測、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査等の実施	健診時にメンタル面の問題等があった場合には、専門機関による支援につなぐ機会となる。	

46	保険年金課	特定保健指導	生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防	特定健康診査の結果、必要な方へ保健指導を行う。	保健師指導時にメンタル面の問題等があった場合には、専門機関による支援につなぐ機会となりえる。	
47	保険年金課	後期高齢者健康診査	疾病の早期発見と生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防	医療機関委託による身体計測、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査等の実施	健診時にメンタル面の問題等があった場合には、専門機関による支援につなぐ機会となりえる。	重点施策1
48	保健センター	休日急患診療事業	医療における市民の安全を確保する。	休日に発生した救急患者に初期治療を実施する医療機関を確保する。	休日に応急処置が必要な方の中には、自殺リスクに関わる問題を抱えている場合がある。	
49	保健センター	健康増進計画推進事業	計画を推進することにより、健康寿命の延伸を図る。	1. 健康づくり推進協議会による進捗管理 2. 健康づくり月間の周知・広報 3. 健康増進事業の実施	計画の次期改訂の際には、自殺対策計画との整合性をとる。	
50	保健センター	自殺対策計画策定	生きることの包括的な支援を見直し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくための自殺対策計画を策定する。	令和元年度に、自殺対策計画を策定する。	できるだけ幅広い分野の「生きる支援」に関連する事業をまとめ、自殺対策計画に反映させ、自殺対策を計画的に遂行していく指標とする。	
51	保健センター	情報提供及び研修	健康や自殺予防の理解を深めるため、情報提供や研修を行う。	健康や自殺予防に関する情報を、資料や研修を通して、各課及び関係機関に提供する。	健康や自殺予防について情報を得ることで、各課の施策に活用することができる。	
52	保健センター	ヤング健診	疾病の早期発見と生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防を目的とし、若年期からの健康意識の高揚を図る。	生活保護受給者及び15歳～42歳未満の市民のうち職場等で健診を受ける機会がない者を対象に特定健診の項目と同じ内容の健診を行う。	健診時にメンタル面の問題等があった場合には、専門機関による支援につなぐ機会となりえる。	
53	保健センター	健康づくりのための教室	健康づくりに関する知識を高め、生活習慣の改善を促す。	各種健康づくりのための教室に参加することで、生活習慣改善の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	各種教室において、生活習慣病を見直し、改善することで精神状態の改善につながる。住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。	
54	保健センター	健康づくりマイスター修了生の会	健康づくりに関する知識を高め、生活習慣の改善を促し、地域活動に活かしていく。	熱中症やその他健康づくりに関する知識を高め、地域に普及啓発を図る。	生活習慣病を見直し、改善することは心身の健康の改善につながる。仲間と共に活動することで心の充実につながる。	
55	保健センター	健康相談	健診結果の確認や生活習慣の見直しを行い、生活習慣の改善につなげる。	保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を行い、生活習慣改善の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	生活習慣病を見直し、改善することで精神状態の改善につながる。住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。	
56	保健センター	健康長寿サポーター養成講座	健康長寿サポーターを養成し、地域への普及啓発を図ることで、健康寿命の延伸につなげる。	生活習慣病予防のための知識を高め、自身だけでなく家族や地域に知識を普及し、地域全体の健康寿命の延伸を図る。	生活習慣病を見直し、改善することで精神状態の改善につながる。心の健康についても情報提供を行っている。	重点施策1
57	保健センター	健康教室(気持ちリフレッシュ講座)	こころの健康に関心を持ち、自殺予防のためのゲートキーパーについて理解を深める。	年1回、気持ちリフレッシュ講座を実施する。	自分自身のこころの健康を保つことの重要性を学ぶ機会とする。ゲートキーパーについても学ぶ機会とし、自殺対策についての理解を深め、市民が自殺対策への理解を深める。	

58	保健センター	こころの相談	こころの健康づくりやこころの病気を早期発見し、適切な医療につなげ支援する。	年4回、精神科医師による個別相談。	精神科医師による個別相談により、生活支援や早期からの医療受診等を勧め、こころの健康を保持していく。	重点施策1 重点施策3
59	保健センター	健康づくりチャレンジポイント事業	市民の主体的な健康づくり活動を支援し、日常生活の見直し・改善への支援を行い、生活習慣病の予防・早期発見をする。	健診(検診)やウォーキング等の対象となる健康づくり活動を行い、必要なポイントを貯め、保健センターで面談することで、市内共通商品券がもらえ、生活改善につなげることができる。	自らの健康や生活を見直すことで、積極的な健康づくりに取り組むことができ、身体面だけではなく、心の健康についても見直す機会とすることができる。	
60	保健センター	妊娠届・母子健康手帳交付	・妊娠届 ・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査	保健師、助産師等が本人や家族との接触時に妊婦の精神状態から子育て環境までのアンケートを実施。状況を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	妊娠届出時にアンケート実施。妊娠期間中に助産師から妊娠経過や生活状況の確認を電話等で行い、支援が必要か判断している。	
61	保健センター	新生児・産婦訪問指導・乳児家庭全戸訪問事業	産婦・新生児・乳児訪問指導	乳児を抱えた母親メンタル状態を質問紙により把握し、自殺のリスクを把握する。母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図るため、訪問担当者によるケース会議棟等を行っている。	質問紙の実施	
62	保健センター	赤ちゃんクラス	育児相談、乳児の発育測定、親同士の情報交換	生後4か月未満の乳児とその親を対象に、専門職による助言・指導を提供するとともに、親同士のつながりを作り、子育ての孤立化を防ぐことで、子育ての悩みを軽減する。	専門職の相談 親同士の交流による孤立化防止	
63	保健センター	親子教室・個別相談・保育園幼稚園巡回相談	発達の違いや課題のある子どもとその親に対する教室、相談支援	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を行うことで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)	子どもの行動特徴に対する対応支援 専門職による相談	
64	保健センター	離乳食教室(初期、中期、後期)	取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する相談会を開催する。	離乳食教室を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。	教室内又は教室後の相談	
65	保健センター	乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育・発達支援のために、一般健康診査・歯科健診・保健指導を行う。	子どもに対する健康診査は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。子どもの発育発達の問診だけでなく、家庭状況の質問紙を実施し、親の健康状態や家庭の課題を把握し、支援施策や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる。そうした支援は生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。	子育て質問票の実施	
66	保健センター	心理発達相談・ことばの相談	発達やことばの遅れや課題のある子どもとその親に対する相談支援	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を行うことで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)	子どもの行動特徴に対する対応支援 専門職による相談	
67	保健センター	子育て包括支援センター	妊娠から出産、子育てに関する相談支援	保健師、助産師等が妊婦の精神状態から子育てに関する様々な相談を受け、状況を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	メンタル面含めての相談支援	

68	保健センター	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員になるための知識と心得を学び、地域活動に活かしていく。	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	
69	保健センター	食生活改善推進員リーダー研修	食を中心とした健康に関する知識を高め、地域活動に活かしていく。	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。	
70	下水道課	下水道受益者負担金の賦課・徴収・減免	下水道事業に要する費用の一部を受益者から徴収する。	受益者に、土地の面積に応じた負担金を賦課し、徴収する。滞納者に対する、納付勧奨・減免状況の把握。	負担金の滞納をしている人は、経済的な困難を抱えている人も少なくない。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて、様々な支援機関につなげる等、支援の接点となりえる。	重点施策2
71	下水道課	下水道使用料の賦課・徴収	下水道事業費の使用料者負担として、下水道使用料を賦課・徴収する。	下水道使用料滞納者に対する徴収業務。	下水道使用料を滞納している人は、経済的な困難を抱えている人も少なくない。使用料の督促の際に、当事者から生活状況等の聞き取りを行うことで、必要に応じた様々な支援の糸口にてできる可能性がある。	重点施策2
72	下水道課	排水設備改造資金貸付業務	公共下水道への接続を促進する。	排水設備改造資金について50万円を限度とし、貸付を行っている。(50ヶ月以内の均等額償還、無利子)	貸付金元金償還金の返済が滞っている人は、生活に問題を抱えている場合があるため、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援の接点となりえる。	
73	水道課	水道料金徴収業務	滞納者から水道料金を徴収することにより収納率の向上を図る。	・料金滞納者に対する料金徴収事務 ・給水停止執行業務	水道料金の滞納の原因が生活難によるものと思われる家庭に対しては、福祉部局への相談を勧めている。	重点施策2
74	消防署	各種救命講習	市民による応急手当の実施により救命率及び社会復帰率の向上を目的とする。	市民に対し普通救命講習、上級救命講習、市内中学生を対象とした救命入門コース及びステップアップ講習を開催し、心肺蘇生法、応急手当の重要性を教え救命率の向上を図る。	各種救命講習において、命の尊さを伝え自殺抑制に繋げる。	
75	消防署	アドバイザー制度	新任職員の職務遂行能力の向上及び職員として市民の期待に応え、新たな時代にふさわしい人材へと導くことを目的とする。	アドバイザー職員を任命し、新任職員と相互に意思の疎通を図るとともに、服務、規律等に関する助言を行い、職務遂行能力を向上させ、職務に意欲的に取り組む姿勢を育てるように努める。	職務上必要な技術支援を実施するとともに、年1回以上面談の場を設けることにより職務上の不安、悩み事等を気軽に相談できる環境を整え、心身の健康管理に努める。	

76	教育総務課	奨学資金給与	修学上に必要な学資金の一部を給与し、教育機会の均等を図り社会に有為な人材を育成する。	修学に意欲があるのに経済的な理由で、就学が困難な高校生などに、月額1万円を学資金の一部として給与し教育機会の均等を図る。	申請時に家庭状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の支援等の情報提供をすることが可能になる。	重点施策2
77	教育総務課	入学準備金貸付	高校・大学に入学を希望する者の保護者に対して経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸付を行い教育を受ける機会を与える。	高校・大学に入学を希望する者の保護者で入学金の調達が困難な者に対して無利子で入学準備金の貸付を行い、勉学を志す者に等しく教育を受ける機会を与える。	申請時に家庭状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、他の支援等の情報提供をすることが可能になる。	重点施策2
78	教育総務課	就学援助費及び特別支援就学奨励費補助金	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行う。	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	経済的な理由で就学困難となる児童・生徒の保護者は経済的、精神的な問題を抱えている可能性がある。当該補助金の活用により保護者の経済的負担は軽減され、ひいては精神的な負担についても軽減することが可能となる。 申請時に家庭状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の支援等の情報提供をすることが可能になる。	重点施策2
79	学校教育課	林間学校費補助金	要・準要保護世帯への経済的負担を軽減する。	要・準要保護世帯を対象に、小中学校の林間学校へ参加するための費用の一部を負担する。	経済的支援を行い、生活が困難な状況を軽減する。	
80	学校教育課	保幼小連絡協議会との連携	幼・保育園から小学校への移行に関する連携を図る。	全保育園・幼稚園・小学校の間で連絡を密にし、相互の授業、保育参観や情報交換、会報の発行等、幼児の幼・保育園から小学校への移行に関する連携を図る。	困難な状況にある家庭を継続して支援する。	
81	学校教育課	学級集団アセスメントの実施	児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営に役立てる。	児童生徒にhyper-QU(アンケート)を実施し保護者へ診断結果を渡すとともに、学校では診断結果を今後の学級経営や指導に役立てる。	客観的な指標として活用し、児童生徒の状態や学級の状況等を把握し、必要時には適切な支援につなげる。	
82	学校教育課	小中学校安全衛生推進業務	教職員の労働環境等を適正に保持し健康を守る。	毎年度、衛生推進者を選任し学校環境衛生を推進する。また、教職員をメンタルヘルス研修会等へ参加させる。 長時間勤務の教職員に対しては、医師による面談を行う。	心と体の健康管理を行い、長時間労働による過労やメンタル不調の際には適切な支援につなげる。	重点施策3
83	学校教育課	小中学校教職員ストレスチェック事業	教職員のメンタル不調を未然に防止する。	年2回、ストレスチェックを実施し自身のストレスの状態を知る。事業者は、集計や分析結果を環境改善に役立てる。	ストレスチェックの結果を活用し教職員に対する支援を強化する。	重点施策3
84	学校教育課	生徒指導強化推進委員会	児童生徒の健全育成	問題行動の未然防止を含め児童生徒の健全育成のための教職員の研修を実施する。	児童生徒の自殺リスクに直面した際の対応や支援について理解を深める。	
85	学校教育課	いじめ対策事業	いじめの早期発見、対応、未然防止	いじめの早期発見、対応、未然防止のための教職員研修を実施する。	いじめの早期発見や対応を行い、児童生徒の自殺防止に寄与する。	
86	教育研修センター	生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	教職員の特別支援教育や生徒指導等に関する研修を開催し、知識を深め、指導力の向上を図り、学校生活における教育体制を充実させる。	①特別支援教育担当教職員を対象に研修会を開催し、適切な教育環境を整え、指導・支援にあたることができる。 ②生徒指導の視点から教職員研修を行い、問題行動の未然防止・早期発見を含めた理解を深め、児童生徒の健全育成にあたることができる。	①特別支援教育についての正しい知識をもつ教職員を育成することにより、的確な児童生徒理解が進み、支援体制を整えることができる。 ②いじめ・不登校や問題行動を起こす児童生徒に対する対応と防止策・支援策について理解・周知し、学校の体制を強化することができる。	

87	教育研修センター	学校管理職研修	学校管理職の研修会を開催し、教職員への支援の意識醸成につなげる。	学校管理職研修会を開催し、いじめ・不登校・暴力行為等の防止に対する意識向上と、教職員の人事管理・人材育成についての周知・徹底を図ることができる。	学校における働き方改革による教職員の負担感軽減やストレスの緩和による人事管理に取り組むことで、身体面・精神面のバランスを維持できる教職員集団を管理することができる。	
88	教育研修センター	スクールソーシャルワーカー活用事業	問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるソーシャルスキルワーカーを配置し、学校が関係機関等と連携して、児童生徒等の問題行動や諸課題に対応できるようにする。	教育分野に関する知識と社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けた対応を図る。置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、保護者・教職員等に対する支援・相談、学校のチーム体制の構築・支援等を行う。	スクールソーシャルワーカーによる包括的な支援は、児童生徒の抱える課題の状況に配慮して進められ、児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減することに寄与し得る。	
89	教育研修センター	早期療育事業	学齢前の幼児(5歳児)及び小学1年生を対象に療育を行い子どもの望ましい発達を支援するとともに、保護者への「気付き」を促す。	発達の特性が気になる幼児・児童を対象に個別の療育を実施し、発達障害の早期発見・早期支援に努め、幼児期から学齢期に繋がる支援を行う。子育てに悩む保護者に対しても、子どもへの関わり方について学ぶ機会を提供し、より良い親子関係の育成に資する。	子どもの特性を理解できないことからの育児不安や育児ノイローゼ等の予防ができる。保護者の不適切な養育態度等による虐待の防止となる。不適切な養育により失敗体験を繰り返すなど、子どもの健全な発達及び発育を阻害する親の行動を回避することができる。子どもの2次的精神疾患の併発を予防する。	
90	教育研修センター	就学相談事業	新入学児童及び市内に在学する児童生徒に対して、教育的配慮のもとに教育が行われるよう、就学相談を実施する。	対象となる子どもの特性を理解し、就学対象校・医療機関・福祉などの関係機関と連携した相談活動を行う。就学先の学校見学に同行したり、数回の面談を実施したりして、保護者の不安や悩みを寄り添える就学相談を展開し信頼を得ている。	子どもの特性に合った教育、支援を受けることで、子どもの健全な発達と成長につながり、心の健康と積極的な健康づくりにつながる。子どもの養育に悩みがちな保護者にとって、子どもにあった支援を受けることで、保護者のストレスを軽減することができる。	
91	教育研修センター	教育相談事業	幼児・児童生徒並びに保護者・関係教職員を対象として、日常生活及び教育上の諸問題に関する相談を受けるとともに、必要な支援や情報提供を行う。	電話、面接相談を中心に教育相談を実施する。3年に一度のローテーションで市内全校を訪問する巡回教育相談を実施する。児童生徒の行動観察を行い、専門的な立場からの見立てを通して、学校関係者に指導・助言をする巡回支援を実施する。	相談をすることで、相談者が一人で抱え込むことを防ぎ、心の安定を取り戻すことができる。問題や課題を持つ家庭等の孤立化を防ぎ、学校、地域で見守る体制づくりができる。問題や課題を学校全体で共有することで、教職員のメンタルヘルスにつながる。	
92	教育研修センター	不登校児童生徒支援事業	心理的な要因により不登校状態にある児童生徒に対して、心理的安定を図りながら基本的生活習慣の育成、社会性の涵養を図り、集団生活への適応力を高めて学校復帰を目指す。	不登校児童生徒(市内小・中学校に通う児童・生徒)を対象にした適応指導教室を設置する。不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・スポーツ活動指・体験活動導等を実施する。不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を行う。	思春期の不安定な精神状態をサポートすることで、様々なリスクの軽減が図れる。相談員と子どもとのきめ細やかな人間関係を育成することで、対人不安の強い不登校児童生徒にとっては心の改善となる。不登校の長期化による「引きこもり」を防止することができる。	
93	中央公民館	公民館各講座	市民の生涯学習を支援し、スポーツや文化等に触れる機会を作る。	公民館主催で、スポーツや料理、手芸、音楽等の生涯学習講座を行う。	自殺問題に関する講座を行えば、市民への問題啓発と研修機会となりうる。	重点施策1

94	中央公民館	地域公民館各公民館利用クラブ	市民の自主的な生涯学習を支援する。 ① お互いに学びあい、技術や知識を得るだけでなく、クラブ活動を通じ、ひとづくり、仲間づくり、地域づくりにつながるような活動を行う。 ② 活動成果を地域に還元したり、公民館事業やボランティア活動などに積極的に協力する。	公民館の目的を理解し、その運営に協力するよう努め、また公民館が行う事業に積極的に参加し、継続的・計画的に社会教育に関する事業について、会員による自主的・継続的な活動を行うクラブを公民館利用クラブとして認定する。 ① 青少年教育に関するクラブ ② 成人教育に関するクラブ ③ 高齢者教育に関するクラブ ④ 体育、運動、レクリエーションに関するクラブ ⑤ 芸術・文化に関するクラブ ⑥ その他主として社会教育に関する事業を行うクラブ	年齢問わず参加できるクラブ活動は、市民の居場所提供につながる。	重点施策1
95	中央公民館	地域公民館各学級	年間を通じて受講者の生涯学習を支援する。 ①明日の親のための学級・乳幼児学級	少子化・核家族化の進行など、子供たちをとりまく家庭教育環境が変化中、親子の交流のための事業や子育てに関するアドバイザーの育成を行うなど、幼児教育の充実を図る。	学級で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	
96	中央公民館	地域公民館各学級	年間を通じて受講者の生涯学習を支援する。 ②家庭教育学級	家庭教育は、親や保護者が家庭生活をととして子供の発達を促し、子供の発達段階に応じた家庭教育を行うことが子供の成長にとって大切である。家庭教育における今日的課題を取り上げるなどの配慮をするとともに、より多くの親に働きかけ家庭教育について考える機会を提供する。	学級で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	
97	中央公民館	地域公民館各学級	年間を通じて受講者の生涯学習を支援する。 ③少年教室・青年教室	情報技術・科学技術の進歩等、子供たちをとりまく社会環境が変化し、青少年が生活体験や自然体験などの様々な体験機会を日常的に得ることは難しくなっている。地域の教育力の充実が期待される中、「生きる力」を育むための鍵となる生活・自然・ボランティア等の体験活動を取り入れたプログラムを編成し、自発性を育成する。	学級で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	
98	中央公民館	地域公民館各学級	年間を通じて受講者の生涯学習を支援する。 ④女性学級	近年、女性の様々な分野への進出が進み、男性にも家庭や地域における様々な分野への参画も必要となっている。女性がそれぞれの立場で自らの資質や能力を向上させ、男女共同参画の考え方にふれることができるよう配慮するとともに、女性をとりまく様々な社会的課題にも取り組めるような学習活動を発展させる。	学級で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	
99	中央公民館	地域公民館各学級	年間を通じて受講者の生涯学習を支援する。 ⑤高齢者学級	多くの高齢者は、長い老後をより有意義に過ごすための目標を持っている。そのために学習活動や健康づくり等に励んでおり、また高齢者は家庭や地域社会でその役割を果たすことによって有用感、存在感も自覚するものである。団塊の世代を含め、その年齢に応じた社会的能力の向上の場、積極的な生きがいを求める学習の場を提供するとともに、地域における指導者の育成が必要である。	学級で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	重点施策1
100	図書館	おすすめ資料企画展示	時期にあった図書館のおすすめ資料を館内に展示し、市民に情報提供する。	健康づくりに関する展示や、趣味に繋がるようなもの等幅広い展示を行い、資料との出会いの場を提供している。様々な情報を提供することで市民の生活の質を高めることに貢献している。	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、自殺対策関連の展示を行い、市民への情報提供を行う。	
101	図書館	情報発信事業	来館者向けに、他施設等から依頼のあったポスターの掲示、チラシの設置をする。	市の情報に限らず、他施設での事業や企画等のポスター・チラシを掲示し、市民生活の充実に有益な情報の提供を行っている。	国・県・民間団体が行う自殺対策関連のポスター・リーフレットを掲示する。	

102	図書館	教育・文化サービスの提供	映画会・おはなし会等を開催している。	無料で映画会やおはなし会を行い、市民が楽しめる場所、新しい図書館資料と出会える場所を提供している。	学校に行くのが難しい子どもたちに対し、図書館のホームページで悩んでいる子ども向けの本の紹介 落ち着いて本を読める場(人目が気にならない場所に子どもの読書・学習スペースを設ける等)の提供 自宅への本の配達サービス 等が考えられる。	
-----	-----	--------------	--------------------	---	--	--